

令和 8 年

第 6 回飯舘村農業委員会定例総会
会議録

(令和 8 年 7 月 1 7 日)

飯舘村農業委員会

令和 8 年第 6 回飯舘村農業委員会定例総会会議録

招集年月日	令和 8 年 7 月 1 7 日（金）					
招集場所	飯舘村役場 2 階 第一会議室					
開閉会の日時（宣言）	開会 令和 8 年 7 月 1 7 日 午後 1 時 3 0 分 閉会 令和 8 年 7 月 1 7 日 午後 2 時 3 5 分					
応（不応）招委員及び 出・欠席等委員 出席委員 6 名 欠席委員 1 名 〔○出席・△欠席 ×不応招 ▲公務欠席〕	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	山田 豊	△	2	赤石澤忠則	○
	3	開沼 剛	○	4	菅野啓一	○
	5	鳴原清三	○	6	西尾ツネ	○
	7	原田直志	○			
会議録署名委員	2 番 赤石澤忠則			4 番 菅野 啓一		
職務出席者	事務局長 松下貴雄 事務局次長 齋藤博史			事務局 草野健太郎		
議事日程	別紙のとおり。					
会議に付した案件	別紙のとおり。					
会議の経過	別紙のとおり。					

令和 8 年第 6 回飯館村農業委員会定例総会

飯館村農地利用最適化推進委員の出席状況

n0	氏名	主担当地区（行政区）	摘要
1	松下義喜	草 野	
2	木幡良勝	伊丹沢	
3	紺野政勝	関 沢	議案第 1 1 号の 1
4	庄司武実	小 宮	
5	濱名時夫	八木沢・芦原	
6	郡 之雄	大 倉	
7	菅野和彦	佐 須	
8	西川 徳	宮 内	
9	佐藤隆男	飯樋町	
10	渡邊文夫	前田・八和木	議案第 8 号
11	三瓶政美	大久保・外内	
12	新妻幹男	蕨 平	議案第 1 1 号の 2
13	林 吉安	白 石	

(議事日程)

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名委員の指定

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 8 号

営農型太陽光発電設備の設置（更新）について

日程第 5 議案第 9 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 10 号

飯舘農業振興地域整備計画の変更（編入）に関する
意見について

日程第 7 議案第 11 号

飯舘農業振興地域整備計画の変更（除外）に関する
意見について

(会議の経過)

○開会

事務局次長) ただいまから令和 8 年第 6 回飯舘村農業委員会定例総会を開会いたします。それでは初めに会長よりご挨拶いただきます。

○会長あいさつ

会 長) お忙しい中会議の方にお集まりいただきありがとうございました。毎日暑い日が続いております。二日くらい前だと半袖で表に出れば刺すような痛みのある暑さで ハウスの中や畑で亡くなっている方の全国ニュースも見かけますので、体調管理をしながら暑いときは無理をしないで、自分の身体を大切に作業していただきたいなと思います。そんなことで簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○総会成立宣言

会 長) 本日の定例総会出席委員は 6 名です。よって本日の定例総会は成立することを宣言します。
(議事進行、会長が議長となり会議を運営する)

○日程第 1 諸般の報告

議 長) 本日の定例総会の議事日程及び議案は配布のとおりです。
日程第 1 諸般の報告を事務局に求めます。

事務局次長) 諸般の報告として、前回定例総会から本日までの主な経過と今後の予定を報告。

○日程第 2 会議録署名委員の指定

議 長) 会議録署名委員の指定を行います。
会議規則第 22 条の規定により、2 番 赤石澤忠則 委員、
4 番 菅野啓一 委員を指名いたします。

○日程第 3 会期の決定

議 長) 会期の決定についてお諮りします。
会期は本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしを認め、今回の定例総会の会期は本日 1 日限りに決定します。

○日程第4 議案第8号 営農型太陽光発電設備の設置について

議 長) 営農型太陽光発電設備の設置について を議題といたします。
それでは、議案第8号について、事務局より概要説明を
いたさせます。

事 務 局) それでは、議案第8号について（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の（農地利用最適化推進委員）渡邊文夫 が報告します。
事務局の説明通りですが、7月8日に設定人に確認を取り、その
後同日に被設定人とも現地確認をしております。その中で牧草を
きれいに刈り取り、管理をしていることを確認しましたので、何
ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
（休議13：38～13：40）

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第8号については、原案の通り可決することにご異議あり
ませんか。
（『異議なし』の声あり）

議 長) 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

○日程第5 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 長) 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

議 長) それでは議案第9号について事務局より概要説明をいたさせます。

事 務 局) それでは、議案第9号を（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の（農業委員）鳴原清三 が報告します。
該当地区の代表者が、被設定人の委託先である事業者の関係者で
あったため、確認をしました。また、設定人である地権者へも確
認を行いました。地権者からは土地の場所も工程も納得の上で貸
したんだ、ということでありました。事業者へは農地を返地する
際は、きちんと形状等について地権者と話をしてから返地するよ
う改めて指導しました。お互いで話はしているようなので問題な
いと思います。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 13 : 46 ~ 13 : 49)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第9号については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することとします。

○日程第6 議案第10号 飯館農業振興地域整備計画の変更(編入)に関する意見について

議 長) 議案第10号 飯館農業振興地域整備計画の変更(編入)に関する意見について を議題といたします。

議 長) 議案第10号についてですが、議案の対象農地が複数地区に渡ることと、計画者が村であることから、事務局より概要と調査による所見を一括にて説明いたさせます。

議 長) それでは、議案第10号について、事務局より概要説明と調査による所見を報告いたさせます。

事務局) それでは、議案第10号について(議案のとおり)説明します。申出にあたっての経過、概要を村の担当に確認いたしました。平成29年から農業基盤整備事業を進めてきたところでございますが、事業期間中に改めて、事業対象としている農地が事業要件を満たしているか精査をしたところ、地域一帯農振に入っていると見ていた団地農地について、違反している団地農地の中であっても、一部農振から抜けている土地があることが分かったそうです。農振から何故抜けているかの経過も追えない状況であるため、まずは事業進行のために改めて農振に編入するとして、申し出をしたということです。また、各地権者へは、事業の説明と、農振に編入することを説明、了承済とのことでした。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議 13 : 55 ~ 13 : 59)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第10号については、申し出の通り了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第10号は申し出のとおり了承することといたします。

○日程第6 議案第11号 飯舘農業振興地域整備計画の変更(除外)に関する意見について

議 長) 議案第11号 飯舘農業振興地域整備計画の変更(除外)に関する意見について を議題といたします。
議案が3件あるため、順番に進めます。

議 長) それでは議案第11号の1について事務局より概要説明をいたさせます。

事務局) それでは、議案第11号の1を(議案のとおり)説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の(農地利用最適化推進委員)紺野政勝 が報告します。

7月12日申出人及び地権者に連絡を取って、現場確認と説明を聞きました。申出人の方は息子さんも来て色々とお話を伺いました。競走馬の預託となっているが、預けてくれる人の当てがあるのかを最初に聞きましたところ、待っている状態だということです。構想含め本気で事業の説明をされていたようで中々良いことをやるのかなと思って話を聞きました。将来的にこの場所に寝泊まりできるような場所も作っていきたいというような計画もあるようです。申出人ご本人も元職業の繋がりで競争馬を呼び込む伝手もあり、預託を受けるあてもあるとのことでした。そういうことで、若い息子さんもやる気のあるような感じだったので特に問題はないかなと思って話を聞いてきました。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
(休議14:07~14:25)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第11号の1については、意見を付したうえで了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第11号の1は意見を付して了承することとします。

議 長) 次に、議案第 11 号の 2 について事務局より概要説明をいたさせます。

事 務 局) それでは、議案第 11 号の 2 を（議案のとおり）説明します。

議 長) 次に、担当委員から調査による所見を求めます。

担当委員) 担当の（農地利用最適化推進委員）新妻幹男 が報告します。

7 月 10 日、申出人に現場へ来てもらって説明をしてもらいました。地権者からも事情は伺っており、保全作業も徐々にできなくなるような体調の中で、今回の利用の相談があったと、また以前もバイオマスに使う相談があったため今回同意をしたようです。事業に使ってもらえばとりあえず土地を荒らさなくて済むと思い話を進めているとのこと。なお、周辺環境への影響は、問題ないと思っております。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。
（休議 14：30～14：31）

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。
議案第 11 号の 2 については、申し出のとおり了承することにご異議ありませんか。
（『異議なし』の声あり）

議 長) 異議なしと認め、議案第 11 号の 2 は申し出のとおり了承することとします。

議 長) 議案第 11 号の 3 についてですが、議案の対象農地が複数地区に渡ることと、計画者が村であることから、事務局より概要と調査による所見を一括にて説明いたさせます。

議 長) それでは、議案第 11 号の 3 について、事務局より概要説明と調査による所見を報告いたさせます。

事 務 局) それでは、議案第 11 号の 3 を（議案のとおり）説明します。
この案件につきましては、令和 7 年度中に現況確認証明の議案として農業委員会の皆様に審議いただき、2 回に分けて非農地判断をしていただいた案件の一部でございます。いずれの案件も現地を見まして、しっかり山となっている状況であることが確認でき

ましたので、この部分を今から農振除外をしたとしても周囲営農への大きな支障等は見込まれないだろうという中で村としての農振除外の申し出をした、という経過でございます。以上です。

議 長) 以上の説明がありました。暫時休議します。

(休議 14:34~14:35)

議 長) 再開します。質疑を終了し、採決いたします。

議案第11号の3については、申し出のとおり了承することにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声あり)

議 長) 異議なしと認め、議案第11号の3は申し出のとおり了承することといたします。

以上は、会議の経過を記録した内容に相違ないことを確認し署名する。

令和8年7月17日

飯舘村農業委員会 会 長

原田 通志

同 議事録署名委員 2 番

赤石 澤忠則

同 議事録署名委員 4 番

菅 野 啓一